

横浜市地域密着型サービス事業計画審査要綱

制 定 平成 18 年 8 月 29 日 健高施第 1277 号（局長決裁）
最近改正 令和 8 年 8 月 3 日 健介事第 601 号（局長決裁）

（趣 旨）

第 1 条 この要綱は、横浜市地域密着型サービス事業所整備要綱（平成 27 年 3 月 27 日健介事第 1458 号。以下「整備要綱」という。）第 3 条第 2 項の規定に基づく事業計画の審査及びその他事業所の整備に関し、必要な事項を定める。

（地域密着型サービス事業計画審査委員会の設置及び審査基準）

第 2 条 事業計画の審査を適正に行うため、地域密着型サービス事業計画審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

- 2 審査については、別表 1 に定める審査基準により行う。
- 3 前項の審査以外の事項に関し、審査委員会が必要と認めた事項については、委員長が定める。

（組 織）

第 3 条 審査委員会の委員及び委員長は、別表 2 に定める。

（委員長）

第 4 条 委員長は、審査委員会を代表し、審査委員会を統括する。

- 2 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に必要な事項は、委員長が定める。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、予め委員長が指名する委員が、その職務を代理する。

（会 議）

第 5 条 審査委員会は、必要に応じ、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。
- 3 審査委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 4 審査委員会の決議は、出席委員（委員長を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（庶 務）

第 6 条 審査委員会の庶務は、健康福祉局高齢健康福祉部介護事業指導課において行う。

（審査結果と報告等）

第 7 条 委員長は、審査委員会の審査結果について、健康福祉局長に報告する。

- 2 健康福祉局長は、審査委員会の審査結果について、横浜市地域密着型サービス運営部会に報告する。
- 3 審査結果の通知は、整備要綱第 3 条第 3 項に基づくものとする。

（その他）

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、審査等について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 1 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 1 月 12 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 8 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 2 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。
附 則
この要綱は、令和元年 5 月 31 日から施行する。
附 則
この要綱は、令和 2 年 2 月 7 日から施行する。
附 則
この要綱は、令和 5 年 1 月 5 日から施行する。
附 則
この要綱は、令和 8 年 8 月 3 日から施行する。

別表 1（第 2 条第 2 項関係） 整備要綱第 2 条各号に定める対象事業における審査基準

対象事業	審査基準
第 1 号 小規模多機能型居宅介護等	別紙 1
第 2 号 認知症対応型共同生活介護等	
第 3 号 看護小規模多機能型居宅介護	

別表 2（第 3 条関係） 審査委員会組織
審査会の構成員は次のとおりとする。

委 員	高齢健康福祉部長（委員長） 高齢健康福祉課長 地域包括ケア推進課長 介護保険課長 介護事業指導課長 高齢在宅支援課長 高齢施設課長 高齢施設整備担当課長 企画部監査課長
-----	--

審 査 基 準

（小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、看護小規模多機能型居宅介護）

審査会は、次に掲げる基準により事業計画の審査を行う。

設置主体の評価	1 代表者の経験及び適格性 代表者は、当該介護保険事業者指定基準等に適合する者であり、当該事業を運営するにあたり十分な知識及び経験等を有する者であること。
	2 管理者の経験及び適格性 管理者は、当該介護保険事業者指定基準等に適合する者であり、当該事業を運営するにあたり十分な知識及び経験等を有する者であること。
	3 事業実績 法人は、当該事業をはじめ高齢者保健福祉事業等において十分な事業実績を有すること。
	4 関係行政庁の監査及び指導状況 法人は、高齢者保健福祉事業の運営に係る関係行政庁の監査及び指導の状況からみて、本事業の設置主体として問題がないと認められること。
	5 経営状況 法人は、経営状況が良好であり、当該事業所の設置運営に支障がないこと。
事業計画の評価	1 事業所運営の基本的考え方 事業所運営の考え方や事業計画は、具体性があり、地域密着型サービスの理念を具現化したものであること。
	2 建設及び運営資金の確保状況 事業所の建設及び運営資金について、その調達方法など資金計画が確実であること。また借入金がある場合は、償還が確実に履行される見通しが立っていること。
	3 土地建物の確保 確実に、土地建物を確保（所有又は賃借）し、良好なサービスを安定かつ継続的に行えること。関係者との未調整等により、事業遂行に支障が生じる恐れがないこと。
	4 立地条件 立地は、利用者や運営の観点から、環境、防災、交通利便性等が考慮されていること。
	5 近隣説明と地域・医療連携 隣接住民、町内会等に対し、事業所開所に向けて必要な調整が図られ、地域住民や様々な地域資源との連携ができる見通しが立っていること。
	6 安全で快適な空間づくり 当該介護保険事業者指定基準上の設備基準を満たし、安全で快適な空間づくりに配慮した仕様となっていること。
	7 適正配置 同種の他事業所と極端に近接せず、地域における適切な配置が見込めること。
その他	施設整備の特殊性等から審査会が必要と認めた項目